

宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成14年11月12日

宮城県監査委員 渡 邊 和 喜
宮城県監査委員 坂 下 康 子
宮城県監査委員 渡 邊 達 夫
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成14年7月29日

2 通知のあった日

平成14年9月9日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 気仙沼地方振興センター

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(2) 築館地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(3) 迫地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

□ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(4) 石巻地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

□ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(5) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

□ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(6) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

□ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、適正な債権管理を図ることとした。

(7) 宮城大学

イ 監査委員の報告の内容

電子複写機賃貸借契約の変更契約において、不適切なものが認められたので、今後再発しない対策を講じるべきである。

□ 措置の内容

債務負担行為等予算制度への理解を深め、関係諸規定を遵守し、適正な契約の執行に努めることとした。

(8) 農業短期大学

イ 監査委員の報告の内容

授業料において、収入未済が認められたので、今後の収納促進と新たな収入未済の発生防止の対策を講じるべきである。

ロ 措置の内容

今後とも、書面・電話等での納入催告を継続するとともに、授業料の減免、分割納付制度の周知徹底を図るほか、新たな収入未済の発生防止に努めることとした。

(9) 迫産業振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、今後の収納促進と新たな収入未済の発生防止の対策を講じるべきである。

ロ 措置の内容

関係機関と連絡を図りながら分割納入による早期完済に努めるとともに、新規貸付にあたっては、貸付基準に基づき適正な審査の徹底を図ることとした。